

2026年1月1日から

林野火災注意報 林野火災警報

運用開始

対象区域内で

火の使用が制限されます

警報の発令基準や制限内容等は次のページをご覧ください



山林等での火入れ



たき火



花火や火遊び



屋外において燃えやすい物の近くでの喫煙

林野火災警報等発令時に制限される火の使用の一例

林野火災注意報・警報が発令された場合、防災行政無線や消防本部のホームページ、消防車両での巡回等により広報を行います。

林野火災の発生を防止するため、火災予防にご協力をお願いします。

林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下のいずれかを満たした場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合は、発令されないこともあります

発令時の火の使用の制限

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと
- ② 煙や火が発生する行為をしないこと
- ③ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと
- ④ 山林、原野などの場所で喫煙しないこと
- ⑤ 屋外において、たばこの吸殻や取灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること

林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

発令時のお知らせバナー

(注意報・警報発令時、消防本部ホームページに表示します)

林野火災注意報発令中

(発令時間：令和〇年〇月〇日〇時〇分)
(発令区域：宮古市・山田町・岩泉町・田野畠村)

林野火災警報発令中

(発令時間：令和〇年〇月〇日〇時〇分)
(発令区域：宮古市・山田町・岩泉町・田野畠村)

(表示されたバナーをクリックすることで制度詳細が確認できます。)

消防署への届出について

火災とまぎらわしい煙や火が出る行為を行う場合は、事前に管轄の消防署へ届出が必要です。

☞ [申請様式](#)(word形式) ※電話でも届出が可能です。

不明な点はお近くの消防署へお問い合わせください。

関連サイトリンク

- ・☞ [林野火災警報・注意報の運用開始について\(制度詳細\)](#)
- ・☞ [林野火災への備え\(総務省消防庁資料\)](#)

問い合わせ先

宮古地区広域行政組合

消防本部消防課 ☎0193-71-1195
宮古消防署 ☎0193-62-5533
山田消防署 ☎0193-82-3139
岩泉消防署 ☎0194-22-3456

宮古消防署田老分署 ☎0193-87-2545
宮古消防署田野畠分署 ☎0194-34-2100
宮古消防署新里分署 ☎0193-72-2011
宮古消防署川井分署 ☎0193-76-2110